

運 営 規 程

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設 ゆうあい

介護予防通所リハビリテーションの運営規程

（規程の目的）

第1条 医療法人真庭慈風会が開設する介護老人保健施設ゆうあい（以下当事業所という。）が提供する介護予防通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 当事業所は、要支援状態にある利用者（以下利用者という。）に対し、適正な介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所の職員は、要支援者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 職員は、利用者の要支援状態の軽減もしくは要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、リハビリテーションを計画的に行う。

3 リハビリテーションの実施にあたっては、地域包括支援センター、またはその委託を受けた居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

4 当事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

5 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- | | |
|--------|------------------------|
| （1）名 称 | 医療法人真庭慈風会 介護老人保健施設ゆうあい |
| （2）所在地 | 岡山県真庭市勝山 1070 番地 |

（利用定員）

第5条 当事業所の利用定員は40名とする。（通所リハビリテーションの利用者を含む。）

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第6条 当事業所の職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| ① 医師 | 1名以上（兼務）
介護予防を目的とした利用者の病状に応じて妥当適切に診察を行う。 |
| ② 介護職員 | 4名以上（常勤）
介護予防を目的とした利用者に対して理学療法士または作業療法士の指示のもと、リハビリテーションを円滑に行う。 |

- ③ 理学療法士または作業療法士 1名以上（常勤）
介護予防を目的とした利用者に医師の指示のもと、リハビリテーション計画の作成、リハビリテーションの実施・評価を行う。
- ④ 管理栄養士 1名以上（兼務）
利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 当事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 月・火・水・木・金曜日
ただし、5月3日・4日・5日及びその振替休日、8月14日・15日、12月30日から翌年1月3日までは休業とする。
なお、天候等により送迎が困難と判断された場合には、地域によってはサービスを中止する場合があります。
- （2）営業時間 8：30～17：30
- （3）サービス提供時間 9：15～15：20

（リハビリテーションの内容）

第8条 当事業所の実施するリハビリテーションは次のとおりとする。

- （1）要支援者の身体状況に応じて決められる時間帯におけるリハビリテーション
- （2）食事
- （3）居宅と当事業所間の送迎

2 リハビリテーションは、医学的管理のもとで要支援者の心身の回復のため、医師等の職員が共同して作成したリハビリテーション計画に基づき、下記（1）を目的とし、（2）の訓練を行う。

- （1）目的
- 1）ADL（日常生活動作）の低下防止
 - 2）QOLの維持・向上
 - 3）ねたきり防止
 - 4）社会性の維持・向上
 - 5）精神状態の改善
 - 6）その他利用者の状態の改善
- （2）訓練等
- 1）治療用ゲーム、手工芸用具を使った趣味的訓練
 - 2）ADL（日常生活動作）に関する訓練
 - 3）自助具適用・使用訓練
 - 4）運動療法
 - 5）物理療法
 - 6）歩行訓練・基本的動作訓練

（通常の事業の実施範囲）

第9条 介護予防通所リハビリテーション事業の実施範囲は次のとおりとする。

・真庭市 旧勝山町

旧久世町（久世、草加部、惣、富尾、鍋屋、多田、合金屋、三崎、目木、三坂、中原、檜東の中・下地区、檜西）

旧落合町（大庭、平松、日野上、佐引の千里・中地区、中、野川、古見、福田、日名地区の一部）

ただし、旧久世町及び旧落合町の上記以外、旧川上村、旧中和村、旧八束村、旧北房町は除く。）

（利用料その他の費用の額）

第10条 当事業所の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当事業所が提供する法定代理受領サービスに関して、利用者からその1割か2割または3割の額の支払いを受ける。

2 第9条に規定した通常の事業の実施範囲を超えて行う送迎費については、実施範囲を超えた地点から1kmにつき50円を利用者から徴収する。

3 利用者の希望によって、予め決められた時間帯を超えた通所リハビリテーションを行った場合は、利用者から1時間またはその端数を増すごとに500円を徴収する。

4 おむつ代は、使用枚数を利用者から徴収する。（費用は別途定める。）

5 食費は、1食につき690円を利用者から徴収する。

6 日用品費は、利用者の希望により実費を徴収する。（費用は別途定める。）

7 教養娯楽費は、クラブ活動や行事に参加した利用者から材料費として実費を徴収する。

8 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に約款（契約書）および、別に定める料金表で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるものとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第11条 当事業所の利用にあたり、利用者またはその家族は下記に留意しなければならない。

（1）敷地内では禁煙とする。

（2）火気の取り扱いは、安全確保のため固く禁ずる。

（3）設備・備品の取り扱いは、利用者全員で使用するため、大切に扱うこと。

（4）所持品・貴重品の持ち込みは、自身で責任の持てる範囲内とする。

（5）金銭・貴重品の持ち込みは、紛失時等の責任は当事業所では持ちかねるため、必要最小限とする。

（6）通所利用時の受診・投薬は、医療保険と介護保険の併用が認められないため、できないものとする。

（7）利用日に、何らかの事情により利用を取り止める場合は、早めに当事業所まで連絡をしなければならない。

（8）全ての利用者に安心して療養生活を送っていただくため、施設内での営利行為、宗教活動、特定の政治活動は禁止とする。

2 利用者に病状の急変があった場合は、施設医が対応します。

（施設運用にあたっての留意事項）

第 12 条 当事業所の運用にあたっては、下記に留意しなければならない。

- （１）当事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて利用させない。
- （２）利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努めると共に、医薬品などの管理においても適性に行う。
- （３）感染症の発生、蔓延防止のため、必要な措置を講ずる。
- （４）利用者に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように説明・指導を行うと共に、重要事項は施設内に掲示する。

（非常災害対策）

第 13 条 消防法施行規則第 3 条の規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第 8 条に規程する防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。

- （１）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- （２）非常災害設備は、常に有効に保持する。
- （３）火災の発生や地震等の災害が発生した場合には、災害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- （４）防火管理者は、職員に対して下記のとおり防火教育、消防訓練を行う。
 - ① 消火、通報及び避難訓練・・・年 1 回
 - ② 夜間及び夜間想定訓練・・・年 1 回
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- （５）その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制を整える。
- （６）当事業所は、（４）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、訓練及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情処理）

第 15 条 当事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設ける。（詳細は別途定める）

- 2 当事業所は、苦情申し立てに関連し、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

（身体の拘束等）

第 16 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- （１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（虐待の防止等）

第 17 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る
- （２）虐待防止のための指針を整備する。
- （３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条 職員の資質の向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整える。

2 職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者が、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、その秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

4 当事業所は、適切な介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は関係ある諸法令の定めるところに準拠するものとする。

(附則) この規程は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年	7月	1日	一部改訂
平成19年	10月	1日	一部改訂
平成20年	2月	1日	一部改訂
平成20年	5月	1日	一部改訂
平成20年	10月	1日	一部改訂
平成20年	11月	1日	一部改訂
平成21年	4月	1日	一部改訂
平成21年	11月	1日	一部改訂
平成22年	8月	1日	一部改訂
平成25年	8月	1日	一部改訂
平成26年	4月	1日	一部改訂
平成27年	4月	1日	一部改訂
平成27年	8月	1日	一部改訂
平成28年	10月	1日	一部改訂
平成29年	5月	1日	一部改訂
平成30年	4月	1日	一部改訂
平成31年	4月	1日	一部改訂
令和元年	8月	1日	一部改訂
令和元年	10月	1日	一部改訂
令和2年	1月	1日	一部改訂
令和2年	5月	1日	一部改訂
令和3年	8月	1日	一部改訂
令和5年	1月	1日	一部改訂
令和5年	6月	10日	一部改訂
令和5年	7月	6日	一部改訂
令和5年	8月	10日	一部改訂
令和6年	4月	1日	一部改訂
令和6年	6月	1日	一部改訂
令和7年	4月	1日	一部改訂
令和8年	1月	1日	一部改訂
令和8年	9月	1日	一部改訂